

「自民党憲法草案」を読む

「憲法」とは何か

1933年2月20日、小説「蟹工船」などで知られた作家、小林多喜二は築地警察署の特高刑事に逮捕されます。

翌日、多喜二は変わり果てた遺体となって帰ってきました。全身に酷い打撲の跡が無数にあり、左右の太ももは多量の内出血で黒く膨れあがっていました。特高の拷問によって殺されたのです。



多喜二はなぜ殺されなければならなかったのでしょうか。それは、多喜二が政府を批判したからです。

多喜二だけではありません。政府の戦争政策を批判する者は次々と逮捕されて拷問を受け、獄死する者も続出していきました。

政治権力を握った者は、自分が批判されることを嫌います。その権力者に対する「歯止め」がなくなったとき、過酷な言論弾圧や人権抑圧が始まります。絶対王制下のフランスで、戦前の日本で、そして今日の北朝鮮で……

では、どうしたら権力を握った者の横暴に、「歯止め」をかけることができるのでしょうか。

人類の歴史は、国王や政府などの権力者に如何にして「歯止め」をかけ、人々の人権を守るかのたまたかの歴史でもありました。「選挙」や「三権分立」などの仕組みも、そのための知恵です。

そして、国王や政府といえども守らなければならない「歯止め」として生まれたのが、「憲法」です。

政治権力を握った者に、「この憲法に従って、人々の人権や平和を守りなさい」と定めているのです。

けっして国民に対して「義務」を定めるためのものではありません。

このような考え方を、「立憲主義」といいます。

国民の「義務」

いまの日本国憲法に、国民の「義務」はいくつ定められているかご存じでしょうか。

答えは、たったの「3つ」です。

「教育を受けさせる義務」「勤労の義務」「納税の

義務」、これだけです。

「だから権利ばかり主張して義務を……」などとおっしゃる方もいそうです。

でも「憲法」は国民ではなく、政治権力を握った者への「歯止め」なのですから、これは当然のことです。

ですから日本国憲法には、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」「検閲は、これをしてはならない」などと、政府や国会議員に対する義務や禁止事項がたくさん定められています。

中でも「政府の行為によってふたたび戦争の惨禍が起きることのないよう……」という憲法前文は、そのもっとも基本というべき政府への「歯止め」でしょう。

自民党憲法草案

さて昨年の4月、自由民主党は「日本国憲法改正草案」を発表しました。では、この中に国民の「義務」はいくつ盛り込まれていたのでしょうか？

数え方にもよりますが、「21」です。自民党草案は国民の「義務」のオンパレードだったのです。

「国土保全」「和を尊ぶ」「自由・規律尊重」「国を成長させる」「伝統・国家継承」「国旗国歌尊重」「国防協力」「自由・権利を濫用しない」「公益及び公の秩序服従」「家族間助け合い」「緊急事態下指示服従」「責任・義務自覚」……まだまだあります。

そして自民党草案はこうした「国民の義務」を列挙した上で、第102条に

全て国民は、この憲法を尊重しなければならない

という、日本国憲法にはなかった規定を新設しました。

この箇所は、日本国憲法では

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う

と、「政治権力を持つ者」に憲法を守ることを求めた規定でした。それが、「国民」に憲法が定める義務を守るよう求める規定に変わってしまったのです。

さすがにこれを読んだ法律関係者からは、「草案は『立憲主義』や『憲法』とは何かがまったくわかっていない！」と批判が巻き起こりました。

慶応大学の小林節さんのような憲法改正論者でさえ、自民党草案には反対の論陣をはるようになりました。

自民党でも、河野太郎さんはこう述べています。

多くの国民が歴史を通じて、憲法という手段を持って、政府あるいは国家の権力にたがをはめてきたということを考えれば、憲法の名を借りて国民の権利を制限したり義務を課したりすることは今の日本においてはふさわしくないと思います。

でも、河野さんのような見識は党内ではごく少数派のようです。失礼ながら自民党のみなさんは、本当にこの草案をよく読んでいらっしゃるのでしょうか。

起案者の意図

なぜ、こんな草案になってしまったのでしょうか。

自民党草案は、同党の「憲法草案検討委員会」が起案しました。この草案に大きな影響を与えたと言われている1人が、安倍首相のブレーンで「新しい教科書をつくる会」の中心人物でもあった八木秀次さんです。

彼は日本国憲法を「占領軍が日本を弱体化させるために、その伝統と秩序を破壊することを目的としたもの」と主張し、「大日本帝国憲法こそ日本の歴史と伝統をふまえて日本人がつくったもの」と評価します。

八木さんの考えがもっとも端的に述べられているのが、自民党草案の前文かもしれません。

日本国憲法では、まず前文で「国民」こそが日本の主人公（主権者）であることを宣言しています。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し……ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

主語は、「国民」です。「国家」ではありません。ところが、自民党草案はこう始まります。

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。（傍点は筆者）

草案の前文は「日本国」で始まり、「天皇を戴く国家」「統治される」と続きます。

作家の高橋源一郎さんはこの前文を、「文章が下手

すぎて泣ける。思わず添削したくなる」と評しました。

日本を「統治」するのは誰でしょう。主語がありません。なぜ、「国民」とはっきり書かないのでしょうか。

私は、この前文とそっくりな文章を思い出します。

大日本帝国ハ、万世一系ノ天皇コレヲ統治ス。

起案者はこの大日本帝国憲法第一条を、現代風に言い換えたかったのではないのでしょうか？

日本が誰に「統治される」のかの主語が「ない」のではなく、「書けなかった」のです。

そう考えると、草案が「権力者を縛る」のではなく、「国民に義務を課す」規定で一杯なのも納得できます。

「国と郷土を自ら守る気概」

さて憲法第9条の改正問題も、そのような視点で考えてみましょう。

「どこかの国が攻めてきたら困るから、9条の改正は必要だ」という声を、私のまわりでもよく聞きます。

でも、「ではあなたや、あなたの恋人や、あなたのお子さんが戦争に行く覚悟はありますか？」と聞き返すと、必ずしも答えは返ってきません。

みなさん、自分とは無関係に「自衛隊が戦ってくれる」と思っていないのでしょうか。

でも、自民党草案をよく読んでください。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り……（自民党草案 前文）

あなたや、あなたの恋人やお子さんが、国を「気概を持って自ら守る」義務を負うのです。

なお、草案では集団的自衛権も認めていますから、イランやアフガンなどへの海外派兵も合憲です。

いざそうってから戦争に反対しようとしても、草案では「集会・言論・表現の自由」に

公益及び公の秩序を害することを目的……（とする場合は）認められない。（第21条）

との、制限が加えられました。

ちなみに「公共の福祉」と「公益」「公の秩序」は、まったく意味が違います。今どき、基本的人権にこんな制限を加える民主主義国家はありません。

もし戦争に反対することを政府が「公益を害する」と認定すれば、私たちは口を閉ざすしかありません。

もちろんこの草案に賛成の方もいらっしゃるでしょう。ぜひ、しっかりとした論議を進めたいものです

日本国憲法と自民党憲法草案の比較（主な変更点）

日本国憲法	自民党憲法草案
<p><u>日本国民</u>は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、……政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに<u>主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。</u></p> <p>（中略）</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、<u>名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</u></p> <p>われらは、<u>いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</u></p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p><u>日本国</u>は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である<u>天皇を戴く国家</u>であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて<u>統治される。</u></p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、<u>国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り</u>、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。</p> <p>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国民は、<u>良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため</u>、ここに、この憲法を制定する。</p>
<p>第一章 天皇</p> <p>第1条</p> <p>天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、……</p>	<p>第一章 天皇</p> <p>第1条（天皇）</p> <p>天皇は、日本国の<u>元首</u>であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、……</p>
<p>（規定なし）</p>	<p>第3条（<u>国旗及び国歌</u>）</p> <p>1 <u>国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。</u></p> <p>2 <u>日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。</u></p>
<p>第二章 戦争の放棄</p> <p>第9条</p> <p>1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、<u>国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</u></p> <p>2 前項の目的を達するため、<u>陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</u></p>	<p>第二章 <u>安全保障</u></p> <p>第9条（<u>平和主義</u>）</p> <p>1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、<u>国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</u></p>
<p>（規定なし）</p>	<p>第9条の2（<u>国防軍</u>）</p> <p>1 <u>我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</u></p>

<p>第三章 国民の権利及び義務</p> <p>第12条</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に<u>公共の福祉</u>のためにこれを利用する責任を負ふ。</p>	<p>第三章 国民の権利及び義務</p> <p>第12条</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、<u>自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。</u></p>
<p>第13条</p> <p>すべて国民は、<u>個人として尊重される</u>。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公共の福祉</u>に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	<p>第13条（人としての尊重等）</p> <p>全て国民は、<u>人として尊重される</u>。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公益及び公の秩序</u>に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</p>
<p>第21条</p> <p>1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。</p>	<p>第21条（表現の自由）</p> <p>1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。</u></p>
<p>第24条</p> <p>1 婚姻は、<u>両性の合意</u>のみに基いて成立し、……</p>	<p>第24条（家族、婚姻等に関する基本原則）</p> <p>1 <u>家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。</u></p> <p>2 婚姻は、<u>両性の合意</u>に基づいて成立し、……</p>
<p>第五章 内閣</p> <p>第66条</p> <p>2 内閣総理大臣その他の国务大臣は、<u>文民でなければならない</u>。</p>	<p>第五章 内閣</p> <p>第66条（内閣の構成及び国会に対する責任）</p> <p>2 内閣総理大臣及び全ての国务大臣は、<u>現役の軍人であってはならない</u>。</p>
<p>（規定なし）</p>	<p>第九章 緊急事態</p> <p>第99条（緊急事態の宣言の効果）</p> <p>3 <u>緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も…国その他公の機関の指示に従わなければならない。</u></p>
<p>第九章 改正</p> <p>第96条</p> <p>1 この憲法の改正は、各議院の総議員の<u>三分の二以上</u>の賛成で、国会がこれを発議し、……</p>	<p>第十章 改正</p> <p>第100条</p> <p>1 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の<u>過半数</u>の賛成で国会が議決し、国民に提案して……</p>
<p>第十章 最高法規</p> <p>第97条</p> <p><u>この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</u></p>	<p>第十一章 最高法規</p> <p>（削除）</p>
<p>第99条</p> <p>天皇又は摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p>	<p>第102条（憲法尊重擁護義務）</p> <p>1 <u>全て国民はこの憲法を尊重しなければならない。</u></p> <p>2 国会議員、国务大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。</p>